別表第三半密閉燃焼式ガスストーブの項技術上の基準の欄２中「日本工業規格Ｓ2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表２」を「日本工業規格Ｓ2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表５」に改め、同欄17⑵イ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の１ガス閉止弁（器具栓を含む。）」に改め、同欄17⑵ロ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニット」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の２点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）」に改め、同欄17⑵ハ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナー」を「日本工業規格Ｓ2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の３器具ガバナ」に改める。

別表第三半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項技術上の基準の欄２中「日本工業規格Ｓ2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表２」を「日本工業規格Ｓ2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表５」に改め、同欄16⑵イ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の１ガス閉止弁（器具栓を含む。）」に改め、同欄16⑵ロ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニット」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の２点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）」に改め、同欄16⑵ハ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナー」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の３器具ガバナ」に改める。

別表第三ガスふろバーナーの項技術上の基準の欄２中「日本工業規格Ｓ2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表２」を「日本工業規格Ｓ2092（2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表５」に改める。

別表第三開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項技術上の基準の欄２中「日本工業規格Ｓ2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表２」を「日本工業規格Ｓ2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表５」に改め、同欄21⑵イ中「日本工業規格Ｓ2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の１ガス閉止弁(器具栓を含む。)」に改め、同欄21⑵ロ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニット」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の２点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）」に改め、同欄21⑵ハ中「日本工業規格Ｓ2093（1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナー」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の３器具ガバナ」に改める。

別表第三開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブの項技術上の基準の欄２中「日本工業規格Ｓ2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表２」を「日本工業規格Ｓ2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表５」に改め、同欄22⑵イ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁」を「日本工業規格Ｓ2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の１ガス閉止弁（器具栓を含む。）」に改め、同欄22⑵ロ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニット」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の２点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）」に改め、同欄22⑵ハ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナー」を「日本工業規格Ｓ2093（2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の３器具ガバナ」に改める。

別表第三密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがまの項技術上の基準の欄２中「日本工業規格Ｓ2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表２」を「日本工業規格Ｓ2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表５」に改め、同欄20⑵イ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の１ガス閉止弁（器具栓を含む。）」に改め、同欄20⑵ロ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニット」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の２点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）」に改め、同欄20⑵ハ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナー」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の３器具ガバナ」に改める。

別表第三ガスこんろの項技術上の基準の欄２中「日本工業規格Ｓ2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表２」を「日本工業規格Ｓ2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表５」に改め、同欄13⑷中「日本工業規格Ｃ9730－１（2004）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置及び日本工業規格Ｃ9730－２－９（2004）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置」を「日本工業規格Ｃ9730－１（2010）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置及び日本工業規格Ｃ9730－２－９（2010）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置」に改め、同欄18⑵イ中「日本工業規格Ｓ2093（1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の１ガス閉止弁（器具栓を含む。）」に改め、同欄18⑵ロ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニット」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の２点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）」に改め、同欄18⑵ハ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナー」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の３器具ガバナ」に改める。

別表第四燃焼試験設備の項検査設備の基準の欄中「普通騒音計（日本工業規格Ｃ1502（1990）普通騒音計」を「騒音計（日本工業規格Ｃ1509－１（2005）電気音響―サウンドレベルメータ(騒音計)―第１部：仕様」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十三年十二月一日から施行する。

## ○国土交通省令第八十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日　　国土交通大臣　前田　武志

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

**第六条**　削除

第七条中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第八条中「第五条第六項（同条第十項」を「第五条第七項（同条第十一項」に改める。

第九条中「第五条第七項（同条第十項」を「第五条第八項（同条第十一項」に改める。

第十一条第二号中「第五条第二項第二号」を「第五条第二項第一号」に改める。

別記様式第一中「第５条第２項第２号」を「第５条第２項第１号」に改める。

**附　則**

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。